

知っておきたい節税対策 医療費控除を 活用して いますか？



支払った医療費が10万円を超えたら 医療費控除の申告を

医療費控除とは、その年の1年間(1月1日～12月31日)に、生計を共にするご家族の分も含めて負担した医療費等が一定額を超えたときに納めた税金の一部が戻ってくる制度です。支払った医療費等の金額が10万円(総所得金額等が200万円未満の方はその5%)を超える場合、税務署に確定申告を行うことで、税金の一部が戻ってきます。

ポイント①

医療費等の領収書に基づいて 「医療費控除の明細書」を添付しましょう

国税庁ホームページから「[医療費控除の明細書](#)」をダウンロードして、医療費等の明細を記入し、確定申告書に添付してください。医療費等の領収書は、医療費控除の明細書の記載内容を確認するため、提示または提出を求められる場合がありますので、自身で5年間保管する必要があります。

なお、令和2年分の確定申告から、原則として領収書のみを添付(または提示)による申告は認められませんのでご注意ください。



ポイント②

令和3年2月給与時に配布する当健保組合発行の 「医療費のお知らせ」を利用できます

当健保組合の「医療費のお知らせ」を確定申告書に添付することで、「[医療費控除の明細書](#)」への記入を省略できます。令和2年1月診療～12月診療分の「年間医療費のお知らせ」は、令和3年2月給与明細書とともに配布します。

令和2年12月診療分を捕捉するため、配布にタイムラグが生じることをご了承ください。

※「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費等については、領収書に基づき作成した「[医療費控除の明細書](#)」を確定申告書に別途添付してください。また、健康保険加入者向けのWebサービス「PepUp(ペップアップ)」でも、医療費等の照会が可能です。上記のように明細書の記入省略は出来ませんが、随時更新していますので「[医療費控除の明細書](#)」への記入の際に参照ください。

※「PepUp(ペップアップ)」の利用については、事前にユーザー登録が必要です。その際、本人確認コードを入力する必要がありますが、不明な場合は当健保組合までご連絡ください。

医療費控除の 対象となる主な費用

- 医療機関等に支払った診療費
- 治療のための医薬品の購入費
- 通院費用や往診費用
- 入院時の食事療養等の費用 など



控除の 対象とならない費用

- 健康診断や人間ドックの費用
- ビタミン剤や体力増強剤など、治療のための医薬品の購入費用
- 自家用車で通院する際のガソリン代や駐車料金
- インフルエンザ予防接種の費用
- 美容目的の整形費用 など



医療費控除の計算式

$$\text{医療費控除額} = \text{1年間に支払った医療費等} - \text{補てんされる金額※} - \text{10万円(総所得金額等の5\%の方が少ない場合はその金額)}$$

※補てんされる金額:健康保険の高額療養費、家族療養費、出産育児一時金、生命保険の入院給付金など

※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。住所を管轄する税務署へお問い合わせください。

▶ 医療費を支払ったとき(医療費控除) [国税庁]



セルフメディケーション税制も 選択できます

セルフメディケーション税制は、生計を共にするご家族の分も含め、スイッチOTC医薬品*の購入金額が1年間(1月1日～12月31日)12,000円を超えた場合、所得控除が受けられる制度です。

セルフメディケーション税制は医療費控除の特例という位置づけのため、医療費控除との併用はできません。スイッチOTC医薬品の購入額が12,000円を超え、さらに医療費等の自己負担額が10万円(または総所得金額等の5%)を超えている場合は、どちらか一方を選択して申告を行うことになります。

※スイッチOTC医薬品は医師の処方が必要な医療用医薬品から転用(スイッチ)された特定の有効成分をもつ市販薬のことで、OTC(Over The Counter)とは薬局などのカウンター越しに販売するという意味です。

年末年始は胃が悲鳴を上げやすい

食べ過ぎ・ 飲み過ぎによる 胃の不調に注意

今年も残すところあとわずかとなりました。年末年始はおいしいものを食べたり、お酒を飲んだりする機会が増えるため、胃に負担がかかりやすくなります。胃の調子が悪くなると、せっかくの食事やお酒が十分に楽しめません。食べ過ぎや飲み過ぎに注意し、万全の体調で新しい年をスタートさせましょう。



詳しくはWEBで▼

